

滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、滋賀県内の訪問看護ステーション相互間の密接な連携のもとに訪問看護事業の発展と、訪問看護ステーションの円滑な運営とサービスの維持・向上を図り、もって社会の要請と信頼に応えることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護ステーションの相互の連携調整
- (2) 訪問看護事業に有用な情報等の収集および提供
- (3) 訪問看護事業に関する調査・研究
- (4) 訪問看護事業の普及・啓発
- (5) 訪問看護ステーション従事者の資質向上のための研修
- (6) 行政機関や全国訪問看護関係団体など関係機関・団体との連絡調整
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員を置き、正会員または賛助会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した滋賀県内の訪問看護事業所及び関係団体並びに個人
- (2) 賛助会員 この会を賛助するために入会した団体及び個人
 - 2 本会に入会しようとする者は、届け出のうえ役員会の承認を得なければならない。
 - 3 本会に入会を認められた者は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(役員の設定)

第5条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名～2名
- (3) 理事 11名～16名
- (4) 監事 2名
 - 2 会長・副会長及び理事・監事は、総会において選任及び解職する。
 - 3 理事については、会長推薦者1～2名及び支部代表は各支部1～4名とし、それぞれの支部会員の互選により選出する。
 - 4 会長、副会長は、理事として、理事の定数に含めるものとする。
 - 5 監事は、本会関係機関、団体より推薦をうけた者とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、本会の事務及び会計を司るとともに、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 5 監事は理事会に出席することができる。ただし、監事は議決に加わることができない。

(役員等の任期)

第7条 各役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議決を経て、会長が委嘱し、会長の求めに応じて意見を述べる事が出来る。

(総会)

第9条 総会は、最高議決機関として、全ての正会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年、1回以上開催するものとし、会長が召集する。
- 3 総会は、正会員の過半数の出席をもって、成立する。ただし、やむを得ない理由により出席できない正会員は、委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 総会の議事は、出席の正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項で役員会が必要と認めた事項

(会計)

第11条 本会の運営は、会費及び寄付金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会費年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、副会長の事業所内に置く。

(会則の改正)

第14条 この会則は総会において出席会員の3分の2以上の同意をもって改正することができる。

(委任)

第 15 条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附則 この会則は、平成 9 年 3 月 25 日から実施する。
この会則は、平成 24 年 4 月 21 日から実施する。
この会則は、平成 28 年 5 月 14 日から実施する。
この会則は、平成 30 年 5 月 19 日から実施する。
この会則は、令和 2 年 4 月 14 日から実施する。
この会則は、令和 3 年 5 月 15 日から実施する。